

いつもお世話になっております。アルファ・コンサルティングの小島です。

今月は過重労働解消キャンペーンが実施され、過重労働が行われている事業場などへの重点監督が予定されています。このキャンペーンで重点的に確認される事項のひとつに「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）があります。事業場ごとに 36 協定の届出を行っているか、時間外・休日労働が 36 協定の範囲内になっているか等をこの機会に点検し、問題があれば改善しましょう。



| 1. ☞ お仕事カレンダー：2018年11月のお仕事カレンダー



11月のお仕事カレンダーを公開しました。そろそろ年末調整という年内最後のイベントがありますね。今月中には書類の回収が整うように段取りを決めておきましょう。

↓毎月更新しているお仕事カレンダーはこちらから

http://www.alphaco.jp/monthly_work_5284.html



| 2. ☞ 11月に実施される過重労働解消キャンペーン



国は過重労働による健康障害を防止するための様々な施策を打っており、7月24日には「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定し、長時間労働の削減に向けた取組みの・・・

↓このニュースの続きはこちらから！

http://www.alphaco.jp/news_contents_5249.html



| 3. ☞ 電子メール等の利用も可能となる労働条件の明示



無用な労働トラブルを防ぐためには、まず労働契約を締結する際に労働条件を明確にし、労使双方が疑義のない状態とすることが重要です。そのため労働基準法では、企業は労働契約を締結する際に従業員に対し、定められた一定の労働条件の事項を書面で明示する必要があると定めています。↓このニュースの続きはこちらから！

http://www.alphaco.jp/news_contents_5283.html



| 4. ☞ 雇用継続給付の申請において被保険者の署名が

| ☞ 省略できることとなりました



雇用保険には、被保険者が継続的に就業をするための各種雇用継続制度が設けられています。これらは、本来は、被保険者がハローワークに支給申請することにより、被保険者に直接の給付が行われるものです。2018年10月1日からこの申請手続きの一部が簡素化されています。

このニュースの続きはこちらから！⇒http://www.alphaco.jp/news_contents_5254.html



| 5. ↳ おすすめリーフ：平成30年10月1日から、雇用継続給付の手続を

| ↳ 事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印が

| ↳ 省略できます。



雇用継続給付の手続きの簡素化に関しては、「平成30年10月1日から、雇用継続給付の手続を事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印が省略できます。」をご覧ください。

↓「平成30年10月1日から、雇用継続給付の手続を事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印が省略できます。」を含む人事労務管理リーフレット集はこちらから！

http://www.alphaco.jp/leaflet_4.html



| 6. ↳ 2019年4月より新しい様式となる36協定届



前回までにお伝えした内容も含めて、36協定新様式について、こちら↓にまとめてあります。

http://www.alphaco.jp/news_contents_5222.html

「時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)[2019年4月1日改正版]」を含む人事労務管理基本書式集はこちらから！⇒ http://www.alphaco.jp/format_2.html



| 7. ↳ 厳格化された協会けんぽの被扶養者認定の事務手続き



健康保険には、被保険者に対して給付を行うだけでなく、一定の条件を満たした家族を被扶養者とし、給付を行う仕組みがあります。被扶養者として取り扱われるようにするためには、事前に「健康保険 被扶養者(異動)届」にて届出を行い、保険者から認定を受ける必要がありますが、2018年10月より全国健康保険協会(協会けんぽ)の被扶養者認定の事務手続き(日本国内に居住する家族のみが対象)の一部が変更になりました。

このニュースの続きはこちらから！⇒ http://www.alphaco.jp/news_contents_5250.html

—.....編 | 集 | 後 | 記 | —.....

働き方改革関連法案の施行までに、準備しておく必要のあることが多いですね。

ご質問があれば、担当者までお気軽にお尋ねください。



発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒101-0065 東京都千代田区西神田 1-3-6 UETAKE ビル 5階 TEL:03-6811-0571

発行人：小島史明 kojima@alphabenefit.com ホームページ：<https://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。